

災害記録としての『常光寺王代記并年代記』

片桐昭彦 (新潟大学)

はじめに

本稿の目的は、『常光寺王代記并年代記』という年代記を史料学的に検討し、信頼できる記事を確認するとともに、同書に記される地震・水害などの自然災害の記事を紹介することにある。

年代記は、前近代とくに中世以前に発生した地震や自然災害の研究にとって重要な史料である。^①年代記とは、天皇・将軍等の代替や重大な事件・出来事などを年代順に記録した年表史料である。とくに古代・中世の地震研究、自然災害研究にとっては、京都・奈良などに比べ、古文書・日記などの一次史料の少ない東日本や中国・四国・九州などの地方の地震や自然災害を知るには不可欠な史料である。しかし、年代記は、後世に加筆・編集されたものが多く、史料としては古文書・日記などに比べて記録内容の信頼性は低いとされる。それゆえ、歴史地震・歴史自然災害の研究を行うためには、年代記の史料学的な分析・検討、すなわち史料批判は欠かせない作業となる。

本稿でとりあげる『常光寺王代記并年代記』(一般に『常光寺年代記』として知られる)は、三河国渥美郡堀切村(現愛知県田原市堀切町)の常光寺に残された年代記である。しかし、その原本は昭和二十年(一九四五)に疎開先で戦火にあい焼失したため、渥美郡史編纂が用いた新写本が寺に寄贈され、同三十

六年(一九六一)に『三州堀切霊松山常光寺年代記』として翻刻、刊行されている。^②従来、この本を地震研究者だけでなく歴史学研究者の多くも用いていたが、誤字・脱字等が多く、多様な記述の体裁も一様に統一されている。

そのため本稿では、大倉精神文化研究所附属図書館に所蔵される影写本(一九二九年九月写)を用いる。影写本であれば、誤字・脱字がないばかりでなく、筆跡や記述方法などの違いもわかり、より正確に史料批判を加えることが可能である。この影写本については、すでに平田俊春氏により言及されている^③が、多くの王代記や年代記の概説一覧の一つとして簡潔に紹介したものであるため、本書全体を詳しく検討して説明したものではない。

そこで本稿では、あらためて『常光寺王代記并年代記』を史料学的に検討・考察し、信頼できる自然災害の記事を確認する。その上で本書に記された自然災害関連の記事をすべて翻刻、紹介したい。

一 『常光寺王代記并年代記』の史料学的検討

『常光寺王代記并年代記』は、表題どおり「王代記」と「年代記」からなる。

「王代記」には、神代より皇統代々の略歴が記され、「年代記」には、神代から享保三年(一七一八)まで、および嘉永七年(一八五四)、文久三年(一八六三)から明治元年(一八六八)まで年次ごとに出来事が記される。

平田俊春氏は、このうち「王代記」の説明として「後柏原天皇が「当今」とあり、そののちは書き加わ^{（つ）}えであることが知られる」としている。しかし、「王代記」の末尾には「百六 後葛原院」には「当今」の文字はなく、その後「百七 当今」、「当今 百八」と続けて記されるので、「当今」は後柏原天皇ではなく、次代の後奈良天皇の誤りである。したがって「王代記」は、後奈良天皇の在位期間である大永六年（一五二六）四月二十九日から弘治三年（一五五七）九月五日までの間に一度まとめられ、次の正親町天皇の在位期間である弘治三年十月二十七日から天正十四年（一五八六）十一月七日の間にも加筆されたことがわかる。

一方「年代記」は、天文十年（一五四一）の途中で一旦記事が終わり、白丁を挟んで、次丁の冒頭に影写本の校訂者により朱で「原本、以下紙質ヲ異ニス」と注記され、それ以降の記事の記述方法と筆跡は、それ以前のものと変わっている。つまり、天文十年の途中以降の記事は、それ以前の記事とは別人が記し、料紙も別のものを継ぎ足したことが明らかである。この点は、「王代記」の最初の「当今」後奈良天皇の在位期間中であることも符合しており、「王代記」「年代記」はともに天文十年に一度まとめられたことは間違いないであろう。

では、最初に本書を記したのは誰であろうか。「年代記」の記事をみて注目されるのは、常光寺住職三世となる樹王についての記事が多いことである。

例えば、主だったものをあげると、文正元年（一四六六）「樹王誕生、八月十五日辰刻」に始まり、文明四年（一四七二）「正月十一日、樹王上寺、七歳」、同十二年「六月一日、東堂開、樹王成家、掛袈裟、長享二年（一四八八）「樹王楞嚴伝授、廿三歳」、明応三年（一四九四）「竺印普濟寺初住、樹王十二月廿日伝授、廿九歳也」、永正三年（一五〇六）「樹王四十一歳、三月十五日、常光寺入院」、同十一年「樹王四十九歳、普濟寺之初住」、大永四年（一五二四）「八月、樹王五十九歳、普濟寺之再住」である。

天文十年以前の記事において、右の樹王のように誕生や出家・伝授の記事まで詳しく記された住職や僧はいない。さらにその年の年齢まで記される。また、常光寺開山の潔堂義俊と二世竺印の名前の後に「和尚」を付して記すことがほとんどであるのに対して、樹王にはすべて敬称が付されていない。しかし、「年代記」の書き継ぎが明らかとなる天文十年の続きの記事には「樹王秀禾上」と記され、敬称「禾上（和上）」が付される。そして、翌十一年の記事には十一月三日に樹王（「樹王禾上」）が遷化したと記される。

以上の点をふまえれば、「年代記」の天文十年前半以前の記事は、常光寺三世の樹王が記したと考えられる。つまり、『常光寺王代記并年代記』は、天文十年までに樹王によって一度まとめられたことになる。したがって、少なくとも樹王の生きた文正元年（一四六六）から天文十年までの記事は、同時代史料として位置づけることができよう。

では、樹王がまとめた『常光寺王代記并年代記』は、その後どのように書き継がれたのであろうか。まず、天文十年後半から同十八年（一五四九）まで書き継がれるが、翌十九年から弘治二年（一五五六）までは年次のみで記事はなく、翌三年から永祿三年（一五六〇）までは記事があるが、翌四年から天正九年（一五八一）までは天正四年・同七年以外は年次のみで記事はない。天文十年から天正九年まで四〇年ほどの間の書き継ぎは、少なくとも二人の手による断続的なものである。

しかし、天正十年以後の記事をみて目にとまるのは、天正七年に常光寺の住職となる恩海である。例えば、天正十年の記事には「恩海東堂開、十月廿八日、年五十三歳ナリ」、同十一年には「恩海住伍年目也」、同十三年には「恩海普濟寺住、五十六才」、同十六年には「十月十一日、傑堂和尚百年忌、（中略）、恩海五十九ノ年也」、慶長十年（一六〇五）には「恩海再住シテ年七十六ノ時ナリ」と記される。前述した樹王と同様、恩海にも敬称は付されず、その年の年齢も

記されていることを考慮すると、この時期すなわち天正十年から慶長十年までの記事は、恩海が記したものと考えられる。⁵⁾したがって、少なくともこの間の記事は、同時代史料として考えることができる。

それ以降の記事は、文中の住職の表記などから特定の記主を想定することは難しい。元和八年(一六二二)から寛永七年(一六三〇)までは年次以外に記事がないが、寛永八年から明暦元年(一六五五)まではほぼ継続して記事があり、この時期の常光寺住職は順石である。記述方法はほぼ同じであるが、順石の表記に注目すると、寛永八年から正保元年(一六四四)までの記事は、敬称「禾上(和上)」を付け「順石禾上」と記されるのに対し、翌二年から承応元年(一六五二)までの記事は「順石代」「順石」のように敬称は付記されない。したがって、この間の記事は二人により書き継がれたとみられる。

前者の記事には敬称が付されることから、記主は順石本人ではない。しかし、寛永十三年の記事には「此霜月三日、順石禾上、三十八之年入院ナリ」、同十七年には「此年順石禾上、四十二」のように順石の年齢が記されるとともに、同十六年の記事には「常光寺ノ現住順石禾上」のように「現住」と記されることから、順石のことをよく知る同時代の人が記したと考えられる。順石の弟子などの常光寺の僧であろうか。後者の記事においても、正保四年(一六四七)には「夏、順石五十歳」、慶安二年(一六四九)には「順石五十二年也」、承応元年には「順石五十五年也」のように順石の年齢が記される。敬称が付されないことから順石本人が記した可能性もある。

次いで、明暦三年(一六五七)から寛文九年(一六六九)までの記事は、同じ筆跡で、年次の下に二行で割書きする形をとり、それまでの記述方法と異なる。その後、寛文十一年から延宝三年(一六七五)までの記事は、筆跡も変わり、また他と比べて長文となる。延宝四年から同七年までは年次のみで記事はないが、同八年から貞享二年(一六八六)途中までの記事と同様、年次の干支

が斜めに割書きされ、同筆とみられる。

右の明暦三年から貞享二年までの時期の常光寺住職は十三世頑直であるが、頑直の表記は「頑直」「頑直代」などと記され、和尚などの敬称は付されない。頑直本人が記した記事も含まれる可能性があるが、この時期の記事は少なくとも三人により記されたことになる。

次いで、貞享三年から元禄五年(一六九二)までの記事は、それ以前より字が大きくなり、年次表記が「元禄戊辰年」のように「年」が付される。元禄六年から同十四年(一七〇二)までの記事には、再び年次の「年」は付されなくなり、他と比べて文中の助詞、送り仮名、振り仮名、返り点、縦点などが細かく付記されている。続いて、元禄十五年、十六年の記事では筆跡が変わり、年次の干支が縦書きされ、文中の振り仮名や縦点などは付されなくなる。宝永二年(一七〇五)から同五年までの記事は、さらに長文となり、出来事ごとに改行し段落をつけて記述するようになり、助詞や送り仮名の字は漢字の右脇下ではなく他の字と同様に記される。宝永六年(一七〇九)以降は、再び長文でも段落を設けず記すようになり、同六年から正徳二年(一七一二)までの記事は同筆であり、月日の前に「斯年」と記される特徴がある。

右の貞享三年から正徳二年までの時期の常光寺住職は十四世鳳山であり、この間の記事には「鳳山代」と記されることが多いが、宝永四年・同八年の記事には「鳳山和尚」のように敬称「和尚」が付記される。また、元禄十二年には「現住鳳山」、宝永三年には「現住鳳山和尚」のように「現住」と記されることから、それぞれ同時代に記された記事であることがわかる。したがって、この時期の記事は、同時代に少なくとも五人の手により記されたと考えられる。

次いで、正徳三年から享保三年(一七二八)までの記事は、同筆であり、その前の記事と比べて助詞、送り仮名、振り仮名、返り点が小さい字で付記されている。そして、享保三年で年代記の記事はいったん終わり、一五〇年ほどの

間をあげ、文久三年（一八六三）から明治元年（一八六八）までの記事が同筆により追記されている。

以上、『常光寺王代記并年代記』について史料学的に検討し、「年代記」の記事の内容や記述方法、筆跡などの変化や違いを見てきた。その結果、『常光寺王代記并年代記』は、天文十年（一五四一）までに常光寺三世の樹王が一度まとめたこと、その後断続的に二人が加筆し、天正十年（一五八二）年から慶長十年（一六〇五）までの記事は恩海が記し、元和八年（一六二二）から明暦元年（一六五五）までの記事は二人、同三年から貞享二年（一六八六）までは三人、同三年から正徳二年（一七一一）までは五人、同三年から享保三年（一七一一）までは一人、文久三年（一八六三）から明治元年（一八六八）までは一人が記したことが明らかである。

したがって、『常光寺王代記并年代記』は、天文十年に樹王がまとめて以来、断続的な時期も挟みながら、常光寺の住職や寺の者によって代々書き継がれてきたことは間違いない。すなわち『常光寺王代記并年代記』の「年代記」において樹王が生きた文正元年（一四六六）以降の記事は、すべて同時代史料として位置づけることができ、伝聞・風聞記事などを除けば、記主が実際に体験したものと信賴できると言えよう。

二 『常光寺王代記并年代記』の自然災害関連記事

本節では、『常光寺王代記并年代記』の「年代記」に記された自然災害に関連する記事をすべて翻刻し紹介する。前節で述べたように、文正元年（一四六六）以降の記事は同時代史料として信賴できるが、それ以前の記事を同時代史料とすることは難しい。しかし、文正元年以前の記事についても、樹王が何らかの文献や史料・伝聞などに基づいて記したものであり、その典拠によっては信賴

できるものも含まれるであろう。また前述のとおり、従来使用されてきた『常光寺年代記』には誤字・脱字などが多くみられる。そこで本節では、すべての自然災害関連の記事を抜粋して紹介する。なお、前述したとおり、本書には享保三年までの年代記と、文久三年から明治元年までの年代記との間に記される諸書の一つとして、嘉永七年（一八五四）十一月四日の大地震について記述されているので、その記事も掲載する。

○金光元年己丑（五六九？）

大洪水、山崩谷埋、

○金光六年甲午（五七四？）

大地震、

○慶雲二年（七〇五）

大旱之后、大水失時年穀不登、仍於五大寺誦經救之、

○弘仁九年（八一八）

春、天下大疫、

○天長六年（八二九）

四月、詔之天下疫發度百僧、疫止、

○齊衡元年（八五四）

大旱、詔沙門常暎、於神泉苑太元法修、即大雨下、

○齊衡三年（八五六）

三月八日、大地震、東大寺大仏頭落地、

○天慶四年（九四一）

四月五日、大地震、主上去正命殿、五丈立阿久屋御座、

○天慶七年（九四四）

三月、大地震、東大寺仏御頭落地、長谷寺炎上、

○永祚元年（九八九）

八月十三夜、大風、戌時卷芝也、

○長保三年（一〇〇一）

春、天下疫、三月仁王会除疫、亦於大極殿命一千人沙門転読命経、

○寛仁二年（一〇一八）

大旱、詔仁勝僧正祈雨、大雨三日三夜降、凡祈雨大雨下九度、時人曰雨僧正也、

○長元元年（一〇二八）

四月、大雪、四尺五寸降、

○長元四年（一〇三一）

大旱、沙門仁海祈雨降、

○寛徳元年（一〇四四）

自正月至六月、不雨、

○天喜四年（一〇五六）

天下疫多、正月、一千沙門於大極殿読普門品、於豊楽院修仁王会、於賀茂神祠転読品般若四部、亦於大極殿一千比丘読寿命経、皆除疫、

○治暦元年（一〇六五）

大旱、於賀茂神祠祈雨、読仁王経時小蛇出吐水、

○治承二年（一一七八）

硫黄嶋、咒申、

○治承三年（一一七九）

五月十二日、迅風吹、洛中竹木家皆倒、

○文治元年（一一八五）

七月九日、大地震、

○寛喜三年（一一三一）

大飢饉、多餓死、

○正嘉元年（一一五七）

大飢饉、

○正嘉二年（一一五八）

大旱、餓死、大疫病、

○文応元年（一二六〇）

大疫病、

○建治三年（一二七七）

大旱、興福金堂・講堂為雷火燒、

○弘安元年（一二七八）

大疫病、

○正応六年||永仁元年（一二九三）

四月十三日寅刻、大地震、鎌倉死者一万余人、

○徳治二年（一二〇七）

天下疫病、人多死、赤飯瘡名付、

○正和元年（一二三二）

大旱魃、

○正和五年（一二三六）

大旱、餓死、

○文保元年（一二三七）

大旱、大洪水、

○嘉暦元年（一二三六）

八月廿八日、大洪水、

○元弘元年（一二三二）

正月二日、大雨、大風、

○正慶元年（一二三二）

大飢饉、

○曆応二年（一二三九）

二月十日、水銀洛中降、

○曆応四年（一二四一）

十月、海大〔破損〕□□ナミ也、

○貞和三年（一二四七）

大洪水、

○貞和五年（一二四九）

二月十八日、蛤洛中降、

○文和四年（一二五五）

大風、大塩、大洪水度々、

○延文元年（一二五六）

大風、

○延文二年（一二五七）

大風、大洪水、

○延文三年（一二五八）

正月、日二出、四月、大霜降、

○延文五年（一二六〇）

大旱、八月廿一日、日二出、南方滅也、

○康安元年（一二六一）

自六月一日、迄廿一日、大地震、地破、

○康暦二年（一二三八）

大洪水、

○永徳元年（一二三八）

大洪水、

○永徳三年（一二八三）

四月廿五日、大地震、

○至徳三年（一二八六）

四月十日、大雪降、

○明徳二年（一二八九）

三月四日、火雨降、

○応永六年（一二九九）

六月十日、氷雨降、

○応永十二年（一四〇五）

七月十四日、大地震、

○応永十三年（一四〇六）

八月、大風、北野奥北樓吹倒、

○応永二十二年（一四一五）

六月十三日、日吉神輿入洛、洛中諸国大雪降、

○応永二十八年（一四二二）

從春至夏、都鄙瘟疫、甚多人死、其数不可量、

○応永三十二年（一四二五）

正月一日、大雷動、(中略)八月、大風七度、大洪水同前、

○永享十年（一四三八）

人民多疾病死、

○永享十一年（一四三九）

七月十三日、大風、大洪水度々、嵯峨釈迦倒、臂打折、

○嘉吉二年（一四四二）

自七月伊豆大嶋燒崩、及次年、

○文安元年（一四四四）

三月二日、大雷電、一夜一日自申刻至酉刻、天下為暗昏諸国七道以是同人多死、失樹木、舍宅等逢雷火燒失、皆天和雨大豆・小豆・大角豆・麻子・黍等日本国中同時降下、乃生芽、

○文安二年（一四四五）

六月二日、洛中大風、

○文安四年（一四四七）

自四月至七月、旱魃、廿二日大風吹、堂社損失人多押レ死也、大飢饉、

○文安五年（一四四八）

六七月、大洪水、大飢饉、

○長祿元年（一四五七）

夏、旱、

○長祿三年（一四五九）

夏秋百余日、大旱、九月十日、大風、大洪水、

○寛正二年（一四六一）

天下大飢饉、疫病、死人滿道路、於京師六角堂施行、

○寛正六年（一四六五）

八月十五日、大風、大雨、

○明応二年（一四九三）

十月廿九日ノ夜戌刻斗ヨリ大地震、十一月五迄時々二震、其後モ一日二日ツ、震事、及四五度、又十二月四日卯刻、大地震、

○明応三年（一四九四）

五月七日未刻、大地震、

○明応七年（一四九八）

四月五日、大地震、巳刻也、六月十一日申刻、大地震、八月廿五日辰刻、大地震、地破、同時大海潮満来、諸国湊浦々津人家倒死、

○文龜二年（一五〇二）

八月廿九日、大風、

○永正二年（一五〇五）

五月十六日、洪水、

○永正十年（一五一一）

八月五日、大地震、

○永正十四年（一五一七）

五月十一日申時、氷雨降下、

○大永七年（一五二七）

二月三日夜亥時ヨリ四日ノ未時迄、大風、

○天文三年（一五三四）

八月三日、大風吹、秋納十分也、大湊塩上ル、其外湊之家モ損、

○天文四年（一五三五）

旱損、諸国飢饉、餓死者在、

○天文五年（一五三六）

春、餓死在、從四月七月迄、東風吹、秋八十二分、六月土用中雨、

○天文八年（一五三九）

雲霞ト云虫五穀ニ付テ、遠・三飢饉、

○天文九年（一五四〇）

八月十一日、大風吹、処々之大木折根倒也、遠州引間鴨江龍前寺之塔吹倒也、

○天文十年（一五四一）

八月從十日迄十一日、大風吹、世上飢饉半也、

○天文十五年（一五四六）

七月五日、大風吹、同十四日夜半、大風吹、飢饉、

○天正十三年（一五八五、但し十一月二十九日は一五八六年一月十八日）

十二月廿九日ノ子刻、大地震、国土家崩失人命、明ル晦日ノ夜丑刻、大地震
(マヤ) 如前、十二月廿比迄動也、

○天正十八年（一五九〇）

此年七月廿九日ニ大風吹上、当寺ノ客殿大破也、

○文祿二年（一五九三）

此ノ年五六七月、日干、
ヒテリス

○慶長九年（一六〇四、但し十二月十六日は一六〇五年二月三日）

雪月十六日、夜ノ五ツ時分ニナイシヲ打、片濱之船皆打破也、アミナカスナ
リ、人不レ知アスミテ驚ナリ、

○慶長十九年（一六一四）

寅ノ年十月廿五日ニ大ナユル、

○寛永十九年（一六四二）

此二月方四月迄ききん、

○寛永二十年（一六四三）

正月ヨリ八月迄日本ニ餓死入、百文ニ米壹舂七合売買也、

○正保三年（一六四六）

霜月七日ニ大風吹、舟打破也、

○承応三年（一六五四）

大ヒテリニテバンジヤクルナリ、

○明暦元年（一六五五）

大ヒテリ、大風三度吹、疫病わやり人多死ナリ、

○寛文四年（一六六四）

六月、掃星出スル也、

○延宝二年（一六七四）

此冬より大飢饉、人多餓死ス、

○延宝三年（一六七五）

春、日本大飢饉、人多死ス、百文ニ付米八合仕候、

○延宝八年（一六八〇）

八月六日之卯刻ニ大波上リ、当村之屋三間ツフレ、人四五人死スル也、

○貞享二年（一六八五）

二月廿二日暮六ツ半ニ光リモノ出スル也、

○元祿五年（一六九二）

元日、日蝕ス、

○元祿十二年（一六九九）

七月朔日、風雨流ニ洪水^{ナカ}マ、遠州ノ天流川西邊塘大破^{コフ}シテ浜松町下^{チモ}ノ在々村々、
為^レリ川ト家流^ト人亡ス、半死一生ノ者売^モリ子ヲ売^ル自身多クハ為^ニツテ乞人ト餓死ス、同ッ
八月、自^ス勢州鈴鹿山^カ、東風雨雷震海波推^{クダ}岸^シ海浜之漁村多クハ没^レス水、船モ又
破損、

○元祿十三年（一七〇〇）

麦^ク有^レテ蟲^シ而不^レ登、皆不^レ春、^{ミノラス} 焦^ウ抹^{ツカ}餐^{コガシゴニシテクロフツ}、夏^ツ從^ニ五月廿四日^キ、秋^キ到^ニツテ七月

十九日^ニ旱^リス、秋当郡梁禾不^レ登[、]五穀高直、

○元禄十六年（一七〇三）

同十八日^{十一月}ニ大地震、并大火、其ノ後地震八月々ニ四五度宛在之、就^レ中関東計多ク在之、右地震大火之時江戸・伊豆・相模・房州此ノ国ノ間ニ死人二十一萬五千餘死ス、同十一月廿二日夜ノ八ツ時ニ大地震、江戸・川崎ヲ箱根迄ヲ、家ノ損シ人馬死コト、不^レ知^レ数、亦此時四海大塩上^レ陸ニ、当境ノ漁舟多ク流^レ之、又タ小田原城廓、右地震最中ニ城中ヨリ出火、町家中城廓不殘焼失、町ニ不思議ニ町家一軒残ル、

○宝永二年（一七〇五）

三月十九日、大風、廻船多ク破損ス、（中略）、
同六月廿八日ノ朝夜ノ七ツ時ヨリ明ケ五ツ時マデ大風雨、吉田・岡崎辺堤多ク切レ、人家流^レ人馬ノ損害不知^レ数ヲ、

○宝永四年（一七〇七）

同十月四日午時、大地震、近代未聞ノ地震ナリ、当浜津波挙リ十三里間ノ漁船尽ク流損シ、一村ニテ一兩人宛流死ス、当村西ニテ民屋三十餘浪ニテ破損シ、人式人流死ス、此日夜ニ至ツテ三四十度ノ地震故、郷内ノ老若コトクク城山エ引退キ二日三夜野ニ臥ス、尤モ当村ニ限ラズ浦郷民屋夥ク破損シ、皆野ニ臥シ山ニ住ス、近郷別テ破損夥ハ野田七郷ナリ、大形大家ノ分破損シ、寺院尽ク大破ナリ、地震故大破スル処尽クニ挙シ難シ、大略小田原ヨリ吉田迄町家大形大破、田島多敗壊ス、依之各地頭エ配備ヲ願イ、或ハ公方エ訴訟シ、家田島□□^{（ヲ造）}作ス、江府・京都ハ少シノ地震ナリ、大坂ハ前代未聞ノ地震津浪故、尽大破ニ及ンデ、或ハ財木ニウタレ、或ハ橋ヨリ川エ没シ、或ハ浪ニ流^レ死スル者十餘萬、^{（紀）}記州領濱邊大破人馬ノ流死数ヲ不識、不思議ナルカナ、此□□^{（日）}ヨリ日天入日ニ及ンテ大イニ焦^レ西雲常ニ替テ火ノ燃ルコトクニ赤

シ、夜ルハ蛙声カマヒサシク、昼ハ鳥声頻リニ悪ク唱エ、処々不時ノ花咲キ時ヲ得タルニコトナラザレバ、老若意細クシテ跡カ一日兩三度ツ、ノ地震シテ、唯夕船中ニ在ルニコトナラザレバ、一日モ安土ノ思イハアラザリケリ、同霜月廿三日、四ツ時ヨリ富士ノ絶頂ヨリ火夥ク燃起ツテ、炎光天ニ輝キ夜ハ此地迄見エタリ、此日ヨリ江府二日三夜朦朧トシテ行客道ヲ失ス、富士ノ近郷依之多大破ス、小田原領内二十一ヶ村尽ク大破、就中一ヶ村全ク滅シテ人馬ニゲノヒタスカル者ナカリケリ、富士近邊二三里ノ間、土ノ□□^{（様）}ナル石降り大ナルハ尺四方、小ナルハツフテノ如トシ、前ノ江府ノクラヤミハ富士燃ル砂煙^{（コチノ）}東風トイエトモ遙ニ江戸ニ飛日輝ヲ障シ故ナリ、彼ノ火ノ燃エ出ルゴトニ雷ノコトク夥ク響イテ、当所遙ニ八十餘里ヲ滿トイエトモ、其ノ響キ肝ニ徹シ、老若不思議ノ思イヲナシ、又漸ク極月佛成道ノ日ニ至ツテ燃エ畢ンヌ、其^{（公方）}レヨリ□□^{（年内）}儉使ヲ立玉イ御見分有ルニ、富士ノカタハラニ砂石積テ、大ナル山老ツ出来、彼火ノ出ル処ハ穴トナリ、行末如何ントハカリ難カリケリ、山ヲバ則チ宝永山ト号シケル、□□^{（年内）}一日一夜ノ中ニ五六度宛ノ地震シテ人ノ氣ヲ失フ斗リナリ、天ハ民ヲシテモノイハシムトイエリ、誠^{マコトナルカナ}哉、春江府ノ宗論誰ト無ク不吉ノ風聞有リケルガ、カ羊ノ義^{タミ}天民ニ告テイハシムルモノカ、

○宝永五年（一七〇八）

春、去年ノ地震今ニヤマズ、所々多ク高シホ滿テ田畑多敗壊ニ及ベリ、（中略）
同六月二十三日、大風、大波、（中略）
同七月二日、大風、洪水諸国多破損シケリ、

○正徳元年（一七一）

斯年八月九日大風、同廿三日又大風、最夜ノ五ツ時ヲ吹出シ、四ツ時スギ迄吹ク、尤前代未聞ノ大風也、故在々所々人家ノ破損□□^{（不カ）}可勝言、浦々ヘツナミ

上り流死ノ人モ多シ、田彦ノ破損、穀苗ノ損亡不可勝言、当山客殿コトノク振動故、皆庫下集リ居ス、当郷ニテモ人式人死ス、破屋ノギ不可言、処々ノ大木尽吹折ラル、斯風三川(河)一國ニテ外ハ吹カズ、伊勢地少シ、戸羽ハ大風、城内尽ク損ズ、シカレ共諸國五穀易スシ、斯冬米廿六七俵、麦五十四五俵ナリ、

○正徳二年(一七二二)

八月十八日夜、大風雨、

○正徳三年(一七二三)

麦作ニ根蠱并染病大ニ付、麦飢饉也、〔塗抹〕同夏中永々旱、七月四日風雨、八月十二日洪水、田方水損也、大豆等不作也、

○正徳四年(一七二四)

三春、旱、孟夏十七日降雨也、以后麦作染病付不豊也、秋七月從二八日至九日夜大風雨、夏作并大豆・早稻等悉吹損也、八月八日夜、亦大風雨、下上家民許多吹倒也、

○正徳五年(一七二五)

斯春凶年也、就レ中斯辺餓死スル者多シ矣、米穀等売買直段前代未聞也、但シ金壹兩ニ米三斗貳升替也、

○嘉永七年(一八五四)

寅(十)一月四日、大地震、一時間ニ大津浪在、家者平常江小屋立住也、当寺方米湯施ス、又米三合宛施、

以上である。前節で『常光寺王代記并年代記』の「年代記」の文正元年(一四六六)以降の記事は同時代史料として信頼できるとした。しかし、注意しなければならないのは記主の所在地である。本年代記の表題に「常光寺」とある

からといって、すべての記事が常光寺で記主が体験したものとはかぎらないということである。⁽⁹⁾とくに記主を特定できる樹王と恩海は、いずれも遠江国敷智郡浜松庄の普濟寺(現静岡県浜松市中区広沢)にいた時期がある。⁽¹⁰⁾つまり、時期によつては自然災害を体験した場所が、三河国渥美郡ではなく遠江国敷智郡ということになる。

例えば、明応二年(一四九三)の記事には「十月廿九日ノ夜戌剋斗ヨリ大地震、十一月五迄時々ニ震、其後モ一日二日ツ、震事、及四五度」と記される。

つまり、十月二十九日の午後七時から九時まで頃に大地震があり、十一月五日まで時々地震があり、その後も一、二日に四、五回の割合で余震が続いたことがわかる。この地震は、翌三十日の午前三時から五時までの頃に京都・奈良で発生した大地震との関係性を考える意味でも重要かと思われるが、このとき樹王は三河の常光寺ではなく遠江の普濟寺にいたと考えられる。⁽¹¹⁾

地震ばかりでなく自然災害が発生した所在地は重要である。『常光寺王代記并年代記』を扱う際には、記主の所在地に注意し、当該記事だけでなくその前後にも目をくばる必要がある。

おわりに

本稿では、『常光寺王代記并年代記』について「年代記」の記事の内容や記述方法、筆跡などの変化や違いを史料学的に検討することによつて、その成立について考察した。その結果、明らかにしたこと、指摘したことは次のとおりである。

1. 『常光寺王代記并年代記』は、天文十年(一五四一)までに常光寺三世の樹王によりまとめられ、その後は断続的に二人により加筆され、天正十年(一

五八二)年から慶長十年(一六〇五)までの記事は恩海により加筆され、元和八年(一六二二)から享保三年(一七一八)までの記事は少なくとも十一人によって書き継がれたこと。

2. 『常光寺王代記并年代記』の「年代記」において樹王が生きた文正元年(一四六六)以降の記事はそれぞれ、すべて同時代史料として位置づけることができ、伝聞・風聞記事などを除けば、記主が実際に体験したものと信頼できるということ。

3. 『常光寺王代記并年代記』の記主は、つねに三河国渥美郡の常光寺にいたわけではなく、遠江国敷智郡の普濟寺など他所にいたことも多かったことから、自然災害記事を扱う際にはその所在地にも注意する必要があること。

以上である。したがって、本稿では『常光寺王代記并年代記』における自然災害関連の記事をすべて掲載したが、このうち少なくとも明応二年(一四九三)以降の記事は、同時代の災害記録として用いることができる。

註

- (1) 田良島哲「地震史料データベース化における史料学的課題―中世の年代記を中心に―」『月刊地球』第三二七号、二〇〇五年、峰岸純夫「中世東国における大地震の発生と戦乱の勃発」『季刊東北学』第二九号、二〇一一年)、同「中世災害と戦乱」(埼玉県立嵐山史跡の博物館編『シンポジウム災害からみた中世社会資料集』地域に遺る文化財を活用した地域振興事業実行委員会、二〇一三年)、矢田俊文「既刊地震史料集の校訂の諸問題」(初出二〇〇五年、のち同『地震と中世の流通』高志書院、二〇一〇年所収)、同『中世の巨大地震』(吉川弘文館、二〇〇九年)、同「中世後期の地震と年代記」(『東北中世史研究会会報』第二二号、二〇一二年)、同「中世・近世初期の地震」(前掲『シンポジウム災害からみた中世社会資料集』)、片桐昭彦「明応四年の地震と

『鎌倉大日記』(『新潟史学』第七二号、二〇一四年)、同『鎌倉大日記』にみる一五世紀の関東地震と江の島の隆起・沈降」(『災害・復興と資料』第六号、二〇一五年)、同「不忍文庫旧蔵『年代記』と中世の地震」(『災害・復興と資料』第八号、二〇一六年)、同「明応関東地震と年代記―『鎌倉大日記』と『勝山記』―」(『災害・復興と資料』第一〇号、二〇一八年)など。

(2) 伊奈森太郎・清田治編『三州堀切霊松山常光寺年代記』(常光寺、一九六一年)。

(3) 平田俊春「皇代記の探求と神皇正統記初稿本の出現―神皇正統記の成立についての断案―」(初出一九五九年、のち同『神皇正統記の基礎的研究』雄山閣出版、一九七九年所収)。

(4) 平田俊春前掲註(3)論文。

(5) 恩海は慶長十七年(一六一二)正月三日に死去している(本書同年記事「恩海和尚、正月三日迁化、八十三歳」)。

(6) 頑直は宝永三年(一七〇六)十二月十五日に死去している(本書同年記事「極月二日ヨリ十三世頑直和尚病臥シ、十五日ニ示寂シ玉イヌ」)。

(7) その間、丁をかえ元禄十四年(一七〇一)に常光寺十四世鳳山が、釈迦・達磨・道元等の年忌に関わる覚書や「遠州普濟寺十三哲門未開山」を記している。このことから「年代記」の元禄六年から同十四年までの記事は鳳山が記した可能性がある。またその次丁には、嘉永七年(一八五四)十一月四日の大地震の記事が記されている。

(8) 前掲註(7)。

(9) 本書奥方の追筆によれば、本書の表紙は大破したため、三世樹王二百五十年忌にあたる寛政三年(一七九二)十一月に二十一世斧山紹鑑によって新装されたことがわかる。すなわち天文十年に樹王がまどめた当初から「常光寺王代記并年代記」という表題であったかどうかは不明である。

(10) 本書の記事によれば、樹王は常光寺に入院する永正三年(一五〇六)以前は本寺の普

濟寺におり、同十一年（一五一四）と大永四年（一五二四）には普濟寺の住職になっている。恩海は天正十三年（一五八五）と慶長十年（一六〇五）に普濟寺の住職になっている。

(11) 『後法興院記』『親長卿記』『大乘院寺社雜事記』『御湯殿上日記』など。

(12) 前掲註(10)のとおり、樹王の常光寺入院は永正三年（一五〇六）四十一歳の時であり、それ以前は本寺の普濟寺にいたと考えられ、明応三年（一四九四）に普濟寺住職の竺印から伝授されている。実際に樹王（是秀）は明応三年十二月二十日付で「伝授道場莊嚴之次第」等を普濟寺で書いている（東京大学史料編纂所写真帳「常光寺文書」）。

〔追記〕本稿は、科学研究費基盤研究（C）一般「災害記録としての活用に向けた年代記の研究」

（課題番号19K00950・研究代表者片桐昭彦）による成果の一部である。